第三款　大気海洋部

（気象技術開発室並びに気象情報企画官、気象観測ビッグデータ連携調整官及び観測船運用管理官）

第三十四条　業務課に、気象技術開発室並びに気象情報企画官、気象観測ビッグデータ連携調整官及び観測船運用管理官それぞれ一人を置く。

２　気象技術開発室は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の解析に係る技術の開発及び改良に関する事務（環境・海洋気象課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　気象技術開発室に、室長を置く。

４　気象情報企画官は、命を受けて、業務課の所掌事務に関する気象情報に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

５　気象観測ビッグデータ連携調整官は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）に関する観測の成果及び情報のインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた収集及び発表に係る環境の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

６　観測船運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　観測船の運用に関する企画及び立案に関すること。

二　観測船による観測の実施に関する関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

（気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官及び沿岸防災情報調整官）

第三十五条　気象リスク対策課に、気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官及び沿岸防災情報調整官それぞれ一人を置く。

２　気候変動対策推進室は、気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

３　気候変動対策推進室に、室長を置く。

４　アジア太平洋気象防災センターは、アジア太平洋地域における災害の防止のための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報に関する事務をつかさどる。

５　アジア太平洋気象防災センターに、所長を置く。

６　地域気象防災推進官は、大気海洋部の所掌事務に関する災害の防止のための予報及び警報を用いた地方公共団体その他の関係者が行う防災活動に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

７　沿岸防災情報調整官は、命を受けて、大気海洋部の所掌事務に関する沿岸域における災害の防止のための予報及び警報に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（航空予報室及び気象監視・警報センター並びに主任予報官及び航空予報技術開発推進官）

第三十六条　予報課に、航空予報室及び気象監視・警報センター並びに主任予報官及び航空予報技術開発推進官それぞれ一人を置く。

２　航空予報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報及び警報に関すること（航空予報技術開発推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の利用に供するための気象に関する観測の実施に関すること。

三　前号の観測に係る気象測器の保守及び管理の実施に関すること。

３　航空予報室に、室長を置く。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）